

「郡村誌」と「大日本国誌」

—明治政府の地誌編纂事業—

山口 静子

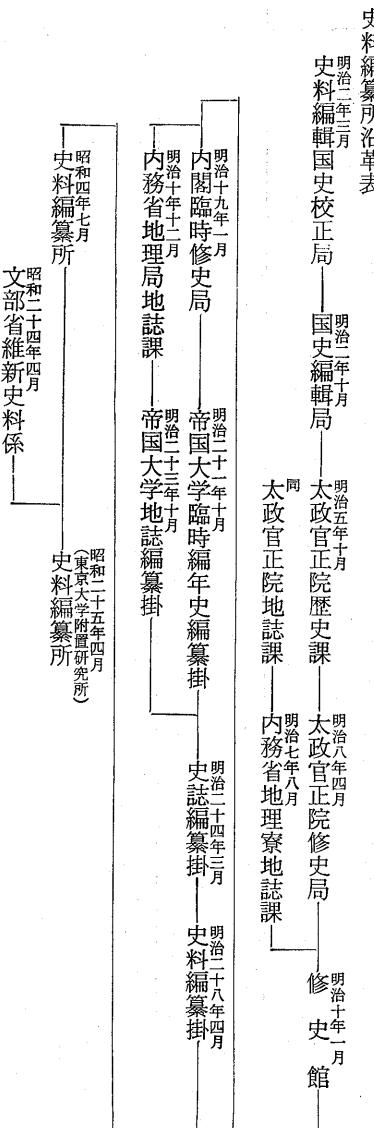
史料編纂所の沿革について、「史料編纂所要覽」（昭和二十七年四月）には左のような表が掲載されている。

ここに見られるように、史料編纂所は、太政官正院歴史課の系譜とともに、太政官正院地誌課の系譜をもうけついている。ところが、同書の史料編纂所「目的・沿革」には、明治二十六年（一八九三年）四月十日、帝国大学の史誌編纂事業を停止、史誌編纂掛廃止、明治二十八年（一八九五年）四月一日、帝国大学文科大学に史料編纂掛設置、從前歴史誌事業を史料編纂事業に変更、「明治三十三年（一九〇〇年）四月一日、大日本史料・大日本古文書の出版開始」とあり、史誌編纂事業の停止後、国史編纂事業の遺産を引ついで、新たに史料編纂事業が興されたにもかかわらず、地誌編纂事業は停止されたままとなっている。

以来、史料編纂所は、地誌編纂事業の遺産を研究・編纂の道具として利用して来たが、関東大震災によつて、その遺産の多くを失つたこともあって、自らの系譜に誌している地誌編纂事業の歴史について系統的な記録を残していない。

最近になって、史料編纂所の特殊史料部の事業として、歴史地理史料の研究・編纂をも併せ行う方針が打ち出され、私は、部員として、史料編纂所架蔵図書・史料にふくまれる地誌編纂事業の遺産について少しく調べる機会を得た。今ここにその事業の沿革を辿り、その終末についてのべてみようと思う。

明治五年（一八七二）、政府は、国史編輯に関する太政官達（五年十一月五日）と相前後して、皇國地誌編輯に関する太政官布告を出した。



河田龍「大日本地名辞書ノ前ニ書ス」（吉田東伍「大日本地名辞書」）の序によれば、これは、権大外史塚本明毅の建言によるものという。

〔第二百八十八号（九月二十四日）（布）〕

今般正院ニ於テ 皇國地誌編集相成候ニ付、是迄諸省並各府県右編集關係ノ事件ハ一切管轄候条、此旨相達候事。

但、兼テ陸軍省ヨリ布告ニ及ヒ置候件々、取調出来次第史官へ差出可申事」（法令全書）

ついで、関係書籍・地図類の書目提出を諸省府県に達している。

〔第二百九十号（九月二十五日）（布）諸省府県〕

今般於正院 皇國地誌編集相成候ニ付、右関涉ノ書籍並地図類遍ク採集致シ候間、諸省各府県ニ於テ只今迄備置候分ハ勿論、其管下私著ノ分ヲモ早々取調書目可差出候、此旨相達候事」（法令全書）

ついで十月四日には、正院の分課を定め、外史所管に庶務課・記録課等とともに歴史課・地誌課を置いた。

この年正月二十七日には、文部省（番外）達が次のように出されている。

〔地理誌略編輯ニ付、其県々管内有名ノ産物両三品ツ、取調、別紙雑形之通相認メ、來一月十日迄ニ無相違可被差出候、此段及回達候也、（別紙雑形）〕

何県管内

一何品

何州何郡産

一何品

何州産

三

また、四月には次のような陸軍省達が出されている。

〔第七十二 四月二十四日 府 県 へ〕

今般於当省全国地理図誌編輯ニツキ御用有之候間、各管下元一藩或ハ一県限り、兼テ取調有之候国郡村郷明細地図并ニ城市村落山河海岸ノ形状、ソノ外風土記等并ニ別紙ノ廉々ニ關係スル分、詳悉記載

シ早々差出スヘク候、此旨相達候事（別紙略）」（法令全書）

この時期は、明治四年七月には廢藩置県、五年二月には戸籍法実施、八月には学制、そして十一月には徵兵の詔といふように、日本が近代国家としての基礎を礎くための施策が次々と実行された時期にあたる。そして統一国家としての日本を認識するため歴史と地誌を明らかにすることが要請されたのである。四年七月に文部省が、また五年二月には陸軍・海軍二省が設置され、それぞれの必要上から、日本地誌に関する調査が各県に命ぜられたのであった。

太政官正院外史所管の歴史課・地誌課は、明治六年五月一日には、内史所管となつた。同年十一月十日に内務省が設置され、翌七年一月九日には、内務省に勸業・警保・戸籍・駅通・土木・地理の六寮と測量司が新設された。正院地誌課が内務省地理寮に合併されたのは、明治七年八月三十日である。ところが八年九月二十日には、地理寮地誌課は正院の修史局（正院の歴史課は八年四月十四日、修史局と改められていた）へ合併され、十年一月十八日修史局は廃止された。同二十六日には太政官に修史館が置かれ、十二月八日にはその事業のうち地誌編修事務が廃止された。同二十六日地誌編修事務は内務省地理局へ付され、翌十一年一月十日には地理局に地誌課が置かれた。

明治二十三年（一八九〇）九月五日、内務省地理局の所轄であった地誌編纂等の事業は帝国大学に移され、十月二日、帝国大学に地誌編纂掛が設けられた。翌二十四年三月三十一日、これを帝国大学臨時編年史編纂掛（明治二十二年十月設置）に合併し史誌編纂掛と改称、二十六年（一八九三）四月十日史誌編纂事業は停止され、同掛は廃止された。

太政官正院地誌課の最初の仕事は明治六年（一八七三）五月から十一月までウイーンでひらかれた万国博覽会出品のための地図・地誌の作成が設けられた。翌二十四年三月三十一日、これを帝国大学臨時編年史編纂掛（明治二十二年十月設置）に合併し史誌編纂掛と改称、二十六年（一八九三）四月十日史誌編纂事業は停止され、同掛は廃止された。

照し、出品の地図をつくりさせたという。また紅葉山御庫の地誌・地図や
旧幕府が地誌編纂の用に供した諸本を参考に略誌を作り、地図と共に出
品し、賞牌を贈られたという。

この略誌の成った明治六年三月、太政官は次のような達を使府県へ出
している。

〔番外（三月二十四日）（正院）〕

開拓使府県へ

今般地誌摘要編輯相成候処、専ラ図籍上ニ就テ編纂有之、実驗ニ涉
ラサルニ付、事実相違遺脱ノ条件不少、仍テ原稿ニ訂正例則ヲ添ヘ
質問ニ及候条、各庁ニ於テ一々訂正ヲ加ヘ、不分明ノ条ハ其地ノ戸
長等諷詢シ実地ニ照シ、掛紙或ハ別冊ニ綴リ明白可申出、尤御用敵
急ニ候間、往還日数ヲ除キ五十日ヲ限り取調可差出候事

但、全誌取調ノ儀ハ追テ指図可致、此節ハ専ラ原稿訂正ノ御用候
条、其段可相心得候事（以下略）」（法令全書）

史料編纂所々蔵（以下「史料本」と記す）「地誌摘要 遠江国」は、
浜松県の用箋十一枚に、遠江國の「形勢」から「物産」に至る項目が記
載されており、朱筆による訂正や貼紙による加筆、欄外への註記等が加
えられている。数字の訂正等を点検すると、これは恐らく前記の達にも
とづき、県から訂正加筆して提出したものに、地誌課で逐次加筆したもの
のであろう。

明治六年五月五日、皇城の火災により、地誌課に集められていた図書
は消失した。（河田顕前掲序によれば、その中には、江戸幕府の編纂し
た「新編江戸府内風土記稿」百余冊や、大隅志料十三冊、伊能忠敬実測
をもって、地誌関係書類の再提出を命じた。）そこで政府は五月八日太政官布告一四九号
七年四月二十五日には太政官達をもって、皇國地誌編輯費が定められ
た。

〔第五十六号（四月二十五日輪廓附）〕

皇國地誌編輯費用ノ儀、自今使府県共一管内一ヶ年ノ額金七百円ト

使 府 県

相定メ、本年ハ着手ノ節ヨリ月割ヲ以テ相渡候条、大藏省ヨリ可受
取、尤取調方法例則等ハ追テ指揮ニ可及、此旨相達候事

但、是迄取調ノ費用ハ別途相渡候条、明細ノ勘定帳ヲ以テ大藏省
ヨリ可受取事」（法令全書）（その後同年十一月これを国史編輯
費と両般の費用とし、九年十月には年額二百五十円を増加し、合

計九百五十円を史誌編輯費とした。）

同月二十七日、地誌課長塙本明毅は各府県に村名等の調査を命じた。

史料本「各府県村名調査報告副書」の巻首に、太政官用箋に筆写された
左の達が収められている。

〔管下各区并村名等至急承知致度候条、別紙ノ通御取調五月三十日マ
テ御差出可有之、此段申進候也、〕

明治七年四月廿七日

塙本少内史

各府県

御中

〔朱書
一三府六十県〕

〔別紙
管下区別〕

第幾大区 菜園某村

某村

某村

各村及ヒ新田枝村等ヲ尽ク記載シ、戊辰後分合等ハ其由ヲ
注ス、

村名總テ今唱ニ從ヒ仮名ヲ加フヘシ、市坊ニニ倣フ、」

これを受けて、各府県から調査書が提出された模様は、同書によつて
詳細に知ることができる。同書には、この朱書の通り三府六十県からの
調査書に付けた副書の原本だけがまとめて綴られているが、愛知県の分
が収録されていない。各県の用箋や知事の印を目のあたりにするこ
とが出来る。期限の五月中に提出したのは二十三県、あとは延期願を出す
等しておおむね同年十二月迄に提出を終えたが、栃木・三重・宮城の各

県は翌年一月、浜田県は翌年二月になつて提出した。

この時提出された町村名取調書は、「〇〇国各區并村名帳」「管下各区町村名簿」「管下区画村名取調」等の原表紙の上に史料編纂所で茶表紙をつけて製本され、県別に架蔵されている。左の五十三県のものが現存する。冊数を特記してないものは現在一冊で、その中には、のちに製本の都合上合綴されたものもある。

青森・岩手・水沢・宮城・磐前・福島・若松・秋田・置賜・山形・酒田・茨城・新治・千葉・栃木・熊谷・埼玉・東京・足柄・神奈川・相川・新潟・敦賀・山梨・長野・筑摩・岐阜・静岡・浜松・愛知・滋賀・京都・豊岡・兵庫・飾磨・大阪(二冊)・奈良・堺・和歌山・浜田・島根・北条・岡山・小田・広島・高知・愛媛・佐賀・長崎・白川・大分・宮崎・鹿児島

欠けているのは、

新川・石川・度會・三重・鳥取・山口・名東・小倉・福岡・三瀬の十県である。

他に、奈良県のもの二冊、愛媛県のもの一冊(共に八年八月改正の分)と、副書もなく、提出年月の記入もない「北海道国郡村名仮名附」(開拓使の用箋を使用)がある。

四月三十日に命令をうけ、一ヶ月間に管下の村名の仮名付までして提出することは容易なわざではなかつたであろう。各県の延期願のうち、山形県の分を引用しておく。

「管下区画村名取調書上進御猶予之義ニ付申上書

当県管下区画村名等御入用ニ付、至急取調本月三十日限進達可致旨

御達有之候処、当管下之義ハ枝村多分ニ有之、乍然称呼等不明瞭之

分モ不少候ニ付、不取敢官員數名派出申付、実地精覈取調中ニ候條、右上進義暫時御猶予有之度此段前以申上置候、以上、

明治七年五月廿七日

少内史塚本明毅殿

山形県権参事薄井龍之(印)

」

こうして山形県は九月に提出している。また、新潟県では、六月十三日に、当県備置の「石高人員表」上下二冊を、便覧になるだろうと提出したところ、書式に相違するからと、再提出を命ぜられ、十一月五日付で「越後国区別調」乾坤二冊を提出した。この時、さきの「石高人員表」二冊は返却してほしいと申し出ているが、それが現在史料編纂所に、「新潟県管内村名石高人員表」上下二冊として架蔵されているところをみると、地理局では返却しなかつたのであらうか。それは、大区分・小区分名・組合号・村名・反別・現石・戸数・人員・用掛を野紙に記入した一覽表で、村名にはふり仮名がなく、地誌課の要請した書式に合致しなかつたことは明らかである。

東京府の取調書が、「朱引内町鑑」「朱引外町村鑑」と名付けられているのも興味深い。(現在は「東京府町村鑑」として一冊に合綴)また京都府のものは、町の称呼のうち、マチには町、テウには丁の省画字を区別のめじるしとして書き出したことを副書で断つているが、工夫のほどがうかがえる。

この村名調が、十県を欠くのは惜しまれるが、五十二県分が現存していることは、町村合併がまだ余り進行しておらず、江戸時代の村名が殆ど残つてゐると思われる明治七年の段階の村名を知る上で誠に貴重な史料であろう。

明治十四年(一八八一)十一月十六日内務省地理局は各県へ宛てて町村の字小名を照会した。熊本県ではこれに對して翌年七月六日に調書を提出したが、その際、左の文書を付した。

「客年十一月十六日付外三四一號ヲ以御照会相成候管下町村名ノ下ニ有之候字小名調之儀、御差廻之難形ニ倣ヒ致調製候ニ付、一区拾五郡分都合拾六冊通運会社へ托シ及御送附候条、御落掌有之度候也、

明治十五年七月六日

熊本県令富岡敬明

山形県権令関口隆吉代理

内務省

地理局長桜井勉殿

史料編纂所には、「○○県各町村字小名取調書」「○○県○○郡町村字名称調」等を題する調査書が架蔵されている。

熊本県十六冊（明治十五年七月六日提出）

大分県十二冊（同年八月三十日提出）

鹿児島県一冊（同年十月三日提出）

佐賀県十冊（十六年十月一日提出）

秋田県九冊（十七年二月十九日提出）

宮城県三冊（同年八月二十八日提出、登米・本吉・黒川の三郡のみ現存）

青森県（七冊分合綴）

筑前国・筑後国・豊前国各一冊

である。前記の文書は、その「熊本県町村字調三」の冒頭に綴込んであるが、同種の各県の文書が、秋田の一、宮城の一、佐賀の五、大分の二、鹿児島の分にも綴じ込まれている。調査書は、各県の用箋に横線を引いて、国・郡・町村・字を記入したもので、ふり仮名が付けられている。上記八県の分しか現存しないのは誠に残念であるが、小字までが記入された史料は他に例が少く、きわめて貴重な史料である。

柳田國男は、その著「地名の研究」の「地名と地理」の章の中で、

「明治十七年前後の内務省地理局の事業としては、この中小字を全部書き上げさせる企てがあつた。（中略）この全記録がいつたん内閣の記録課に引き継がれ、それから東京の帝国大学へ寄託せられてあって、最近の大震災に焼失してしまった。府県にはまれにその副本を存するものがあり、現に愛知県などは近くこれを出版しようとしているが、全日本を取り揃えることは、もはやほとんど望みがたい」と、地名調査書の焼失を惜んでいる。史料本の字小名取調書は、その中の一部であろう。

四

明治七年八月正院地誌課は内務省地理寮に合併された。さきに各府県に下して考訂させた「地誌提要」も次第に集ってきたので、七年十二月から刊行をはじめた。巻首には、明治八年一月四日付、「少内史兼地理寮五等出仕正六位臣塚本明毅」の上表が漢文で記され、その抱負がうかがえる。つづいて編纂者姓氏には、総閥塚本明毅以下の名が記されている。「地誌提要」の刊行はその後、修史館時代までつづけられ、明治十年、七十七卷二十冊が完成した。

総国、二京（東京・京都）を記して後、山城から琉球までの各國、最後に北海道を記し、夫々、疆域・形勢・沿革・郡数・戸数・人口・田圃・租税・府治・軍鎮・学校・名邑・駅路・山嶽・牧場・河渠・湖沼・瀑布・礦泉・神社・仏寺・物産等を簡略に述べている。

修史局時代には、「地誌掛」で、明治九年、「日本地誌提要」や「遷都考証」の編輯、「提要附錄各州図」その他の地図の作成が行われており、修史館時代には「第三局乙科」で、明治十年、「日本地誌提要」、「郡郷考」、「各州町村名画引」の編輯や「東京全図」「熊本傍近図」その他の地図が作成されていたことが、太政類典第一編第四十三巻に収められている修史局や修史館の考課表によつて知ることが出来る。

明治八年（一八七五）六月五日、太政官から、「皇國地誌編輯例則並着手方法」が達せられた。

「第九拾七号（六月五日輪廓附）

使 府 県

皇國地誌編輯例則并ニ着手方法別冊ノ通相定候条、右ニ照準シ精覈調査致シ地理寮へ可差出、此旨相達候事

（別冊）

第一号 村誌

本誌、全村ノ景状ヲ知ランヲ欲ス、故ニ本例ニ照準シ、細密ニ之ヲ記シ、遗漏ナカラソラニ要ス、

として、左の調査項目を説明している。

村名・疆域・幅員・管轄沿革・里程・地勢・地味・税地・飛地・字地・貢租・戸数・人数・牛馬・舟車・山・川・森林・原野・牧場・礦山・湖沼・道路・堤塘・港・出崎・島・暗礁・灯明台_附灯明船・滌・温泉・冷泉・公園・陵墓・社・寺・学校・町会所・病院・電線・郵便所・製糸場・大工作場・古跡・名勝・物産・民業

つづいて、

「第二号 郡誌」

本誌ハ、全郡ノ景状ヲ知ルヲ欲ス、故ニ本例ニ照準シ、一町村ニ関スル小節目ヲ略シ、務メテ全郡ノ大勢ヲ瞭記スルヲ要ス、但、一郡宛ノ図ヲ製シ、一町一分曲ノ割ヲ以テ仕立、村界ヲ正シ、各村小名、及社寺橋梁等、漏サル様記載スヘシ、且方位ヲ記シ、總テ北ヲ以テ上トナス、合スルモ亦可ナリ」

として左の項目を説明している。

郡名・疆域・幅員・管轄沿革・里程・地勢・氣候・風俗・地味・郷莊・村町數・官用地・税地・貢租・戸数・人数・牛馬・舟車・山川・道路・港湾・灯明台_附灯明船・島・社・寺・学校・病院・電線・郵便所・製糸場・大工作場・物産・民業・人物

第二号附例で、各郡の内、県治・城地・宿町を記載すること、

県及大邑は図を附すこととする。次に

「第三号 着手方法」

第一条 地方官適宜ヲ以、地誌事務ヲ担任セシムル人員ヲ撰定シ、其姓名ヲ地理寮へ可申出事

第二条 國國一般可取調ハ勿論ニ候得共、重大ノ事業一挙ニ成功難可及事、但、精々督励致シ、一郡成稿ノ上ハ地理寮へ可差出事

第三条 調査方法ハ例則ニ照シ、実地ニ參シ、行文ノ雅俗ニ不拘、

質実明晰其要ヲ得セシムヘキ事

第四条 地誌閲渉ノ図書等採集ノ儀ハ、遺漏ナク旁求シ、書目ヲ以テ可届出事

但、旧記等民間ニ存在スル者、往々散佚ニ帰シ終ニ徵古ノ助ヲ欠ニ至ル、尤注意捜求スヘキ事」（法令全書）

と結んでいる。

史料本「地誌編輯事類」は、編輯例則をめぐる文書の綴りであるが、

「 地誌編集例則之儀ニ付伺」

全国地誌編集例則ノ儀、明治六年五月地誌課ヨリ相伺、昨七年御決裁相成候儀有之、猶審考仕候処、固ヨリ各村ヲ以テ取調可申ハ勿論ニ候得共、一郡ニ涉リ候事柄ハ一郡ニ纏メ取調候方明晰可有之奉存候ニ付、各村ノ例ニ基キ別ニ第式号郡誌例則取調、且附例ヲ添エ村誌例則モ更ニ訂正ヲ加ヘ上申仕候、右各府県ヨリ漸次差出候得ハ地理寮於テ一州誌ニ纏メ編纂可致、將典要ノ事業一挙ニ成功難相成儀ニテ、且費用ノ程限モ有之候ニ付、着手方法詳細ノ儀第三号別紙ヲ以奉伺候、右可然被思召候ハ、速ニ御決裁御布告相成候様仕度、依之御布告案当省及大蔵省へ御達案并別紙三通相添奉伺候也、

明治八年五月十四日

内務卿大久保利通印

〔同之趣〕ハ第九拾七号ヲ以テ使府県へ相達候事

明治八年六月五日

〔太政大臣三条実美殿
臣三條實美印〕

河田龍の前掲序を参照すれば、この建議は塚本明毅の考から出たものであろう。郡村誌完成ののちには、国誌を編纂する方針が打ち出されてゐる。

前記「地誌編輯事類」中の、明治八年十一月、塚本明毅から京都府府權

知事・東京府知事・大坂府権知事宛のそれぞれの達（写）を見ると、村と条件の異なる市街地の記載方法を「市街例則」を付して説明している。

明治八年十一月十二日には「地誌編輯例則追補」が太政官達として出され、戸口の調は、八年一月一日調を九年一月一日調と改め、例則題目その他、地方に因り増加すべき項目は伺を経るに及ばず記載すること、難読の地名・社寺名・人名等に仮名を付すこと、その他の説明がつけ加えられた。

史料本「地誌編輯事類」は上記の他、東京・神奈川・新潟・堺・京都（兵庫・鳥取のものもまじる）・大坂・兵庫・長崎（群馬のものもまじる）関係のものが各一冊宛あり、それらの諸府県と内務省地理局地誌課（修史局・修史館のものもある）との間の往復文書の原本や写が収められている。年代は明治八年から十八年の間で、各府県から郡村誌を提出するに当り、記入方法についての質問・回答、完成した郡誌・村誌の進達書と受領回答が中心である。編輯費の増額申請は皆却下されている。明治十三年七月、兵庫県の例を左に引用する。（「地誌編輯事類 兵庫」所収）

〔 地誌編輯費御下附之儀 二付上申 〕

明治七年十一月中史誌編輯費トシテ、別途定額金九百五拾円御下附相成候処、歴史之儀ハ先年ヨリ追々編輯致進達置候、依テ先般米地誌編輯ニ致着手候処、編輯順序歴史トハ相違ヒ、実地之景況モ視察シ、尚又実測ヲ經候箇所も往々有之、到底歴史同様ニテハ運ヒ難相付、今般当庁近接之地ヨリ相始メ、実地経験上ヨリ各郡路程之遠近幅員之広狹、且又地勢之嶮易等ヲ平均シ、予メ計算相立候処、當管摂津国五郡之義ハ、毎壠郡金百円ヲ以テ目途トシ、右五郡之經費金五百円ニテ調査相済可申予算ニ候条、定額之外地誌編輯費トシテ金五百円御増額相成度、尤當時費用御多端之折柄、右等之需用ヲ頻ニ相要シ有モ如何ト奉存ニ付、全管播淡但丹等ハ本庁隔絶之地ニモ有之、隨而費用モ相増候ニ付、及其期別ニ簡易之方法相立尚又上申可

仕候得共、摂津国五郡ハ最早先般來着手申ニテ、差向キ費用差支候ニ付、右増額ノ義何卒御許可相成度、此段及上申候也、

明治十三年七月六日

兵庫県令森岡昌純

内務卿松方正義殿
大蔵卿佐野常民殿

これに対し、地誌課で立案し、八月十八日達した回答は左のようないものであった。

〔 書面地誌編輯費増額難聞届、便宜ヲ以漸次成功候様可取計候事 〕

年 月 日

内務卿

この他、「地誌疑義伺書」というのがあるが、これは三重県当局と郡役所・村の戸長等の間の質問応答の文書の綴りである。

このように困難をかかえながら関係者のみなみならぬ努力で、郡村誌は着々と作成されていった。

史料本「各府県郡村誌進達表」は「庚辰十一月草」とあり、明治十三年の作成であるが、明治八年から十三年までの郡誌・郡図・村誌の進達が記入されており、合計すると郡誌・村誌が九一五冊、郡図・村図は八四四点にのぼる。また、史料本「府県進達郡村誌目録」（明治廿二年六月調）によれば、明治八年から十八年の進達郡村誌（図は除く）合計三千二十八冊とあり、図の数も膨大なものであつたろうと推測される。

史料編纂所には現在いくつかの郡村誌が架蔵されている。

〔 大阪府地誌能勢郡 〕 上下一冊

は、「地誌編輯事類 大坂」によれば、明治十五年十二月廿八日大阪府知事から提出されたもので、

〔 一、能勢郡々誌 第八編 壱冊 〕

〔 同 村誌 同_{自第一卷}至第六卷 三拾六冊 〕

と記されたものにあたる。原表紙は「郡村誌」、肩に「摂津国」と木版で記されている。内扉は「摂津国能勢郡村誌 全」

次に「大阪府地誌^{〔攝津國編能勢郡〕}」として例則通り郡誌の項目が記入され、郡図一枚を付した後に

「明治十五年十二月

大阪府知事建野郷三

主任

大阪府御用掛川江直種

の奥書がある。ついで、能勢郡第壱卷天王村から村誌がはじまり、第三拾六卷川尻村まで収められ、村毎に同文の奥書がある。大阪府の野紙に細筆で淨書されている。

「山城国葛野郡地誌」一、三(二欠)

は、「地誌編輯事類 京都」所収の進達目録によると、明治十五年十月廿八日に郡誌とともに進達された村誌三冊(六十村合綴)のうちの二冊である。京都府の野紙に淨書されている。

「鹿児島県地誌」一冊

は、大阪のそれと同じ体裁で原表紙に「郡村誌」、肩に「薩摩国」と木版で記され、上冊には鹿児島郡誌、下冊には鹿児島郡の村誌を、「鹿児島県令蔵」という無野の用箋に淨書したものである。巻末に

「明治十七年九月廿日編成

鹿児島県令渡辺千秋^印
鹿児島六等属丸山子堅^印

とあり、提出本であろうと思われる。

「伊勢国一志郡小舟江村地誌」一冊

の一冊は、提出者や年月日の記載がない。巻末に村図を付している。

「摂津国八部郡大手村誌」一冊

は、巻末にそれぞれ

「右之通御座候也」等とするして、「右村名代人芝田勝右衛門」「八

部郡大手村兼吉文三郎」から「兵庫県令森岡昌純」に宛てている。村から県への提出本であり、夫々日付は明治十七年十二月、明治十七年十二月廿五日である。「地誌編輯事類 兵庫」によれば、八部郡誌、村誌は明治十四年七月三十日に提出されているので、十七年の分は再度の調査であろうか)。

「足利町地誌取調書」一冊

は、巻末の記載によれば、明治十八年六月足利郡足利町戸長初谷長太郎から栃木県令樺山資雄に宛て提出したものである。

このような各村々からの提出本を県の担当者が編輯淨書して内務省地理局へ送付したのである。

「日向地誌」五十六冊

は、明治十七年甲申、平部崎南の叙言のある淨書本である。平部崎南撰としるし、無野の紙に書かれた村誌五十二冊、郡誌四冊から成る。明治九年一月以来平部崎南が日向五郡の村々を自ら巡回して作成したものであるという。提出本の郡村誌が一国分完全に史料編纂所に架蔵されているのは、この日向地誌だけである。

五

このようなかたちで着々進められていた地誌編纂事業は、明治十七年(一八八四)五月一日の内務卿山県有朋の左記の稟議に基づき、内務省地理局で一括して編集することとなつた。(福井保「府県史料の解題と内容細目」)

「地誌編輯事業地方庁ノ分担ヲ廃シ当省ノ直轄ニ付セラレ度儀ニ付伺
十七年五月一日 乾地第一九九号

地誌編集ニ付テハ、明治七年第五十六号ヲ以テ、地方施政ノ沿革、郡村市変更等調査ノ儀各府県へ達セラレ、且其費用トシテ一府県ヘ対シ年々金七百円別途ニ下付セラレ、爾來府県ニ於テ漸々著手候處、同年十一月ニ至リ国史編纂費ヲモ右金額内ニテ支給スヘキ旨達セラ

レ、費額為メニ半減セリ、其後九年十月ニ至リ更ニ金貳百五拾円ヲ
増加セラレタリト雖モ、右ヲ折半スレハ僅ニ金四百七拾五円ニ過キ
ス、之ヲ最前ニ比スレハ猶貳百五拾五円ヲ減少セリ、
夫レ地誌編輯ノ擧アリシヨリ以来、年ヲ閱スル事既二十年、而シテ
其成稿シタル郡区誌ハ十分ノ一四（全国郡区ノ総数八百四十一ニシ
テ郡区誌ノ成稿セシモノ僅ニ百二十五）、町村誌ハ十分ノ一五（全
国町村ノ総数七万千百三十七ニシテ町村誌ノ成稿セシモノ僅ニ一万
千百三十四）ニ過キス、況ヤ其既ニ成稿セシモノト雖モ府県ノ主任
者各意見ヲ異ニシ体裁区々ニ出テ精疎詳略一定セス、之レヲ訂正ス
ルニ当リ往復數次ニ及、或ハ更ニ其本元ニ溯リ全部ノ調正ヲ要シ、
巨多ノ手数ヲ費シ原稿徒勞ニ属スルモノアルニ至ル、夫レ地誌編輯
ノ業タル現今ノ景況ヨリ泝リテ古昔ノ沿革及事跡ニ及ハサルヲ得
ス、故ニ其人ヲ得テ主任ト為シ、古書旧記ニ就テ之ヲ考索シ、実地
現跡ニ就テ之ヲ証明セサルヘカラス、三者一ヲ缺ケハ必ス完全善美
ノ書ヲ成スコトナシ、然ルニ各府県編輯ノ費額極メテ寡少ニシテ、
高等ノ官吏ヲ置カント欲スルモ、其勢及ヒ難ク大率八九等属又ハ拾
五円乃至二十円ノ俸勤ヲ甘スル人物ヲ以テ之ニ任セサル能ハス、加
之ナラス其平素ハ僅々ノ書冊ニ止マリ、其経歴ハ數国数郡ニ出テ
ス、事業ノ遲渋シテ擧リ難キ、抑亦故ナシト為サス、若シ各府県ニ
頒布セラレタル金額ヲ合シテ之ヲ本省ニ下付セラレハ、体裁一轍ニ
帰シ詳略二途ニ出テス、且ソ古書旧記ヲ備ヘ実地現跡ヲ経歴セシメ
ハ、十数年ヲ出スシテ必ス整理ヲ得ルナル可シ、
故ニ前掲各地方毎年四百七十五円宛ノ額ヲ下付セラレ、當省ニテ
直轄編輯候様相成度、別紙御達牒相添此段相伺候也、」（太政官沿革
志第三二冊「修史局沿革」）
この時の達が見当らないのだが、「地誌編輯事類 京都」の中に、明
治十七年十二月二十六日起案の（一月十三日達済）の文書があり、業務
の変更を指示している。

夫レ地誌編輯ノ擧アリシヨリ以来、年ヲ閱スル事既二十年、而シテ
其成稿シタル郡区誌ハ十分ノ一四（全国郡区ノ総数八百四十一ニシ
テ郡区誌ノ成稿セシモノ僅ニ百二十五）、町村誌ハ十分ノ一五（全
国町村ノ総数七万千百三十七ニシテ町村誌ノ成稿セシモノ僅ニ一万
千百三十四）ニ過キス、況ヤ其既ニ成稿セシモノト雖モ府県ノ主任
者各意見ヲ異ニシ体裁区々ニ出テ精疎詳略一定セス、之レヲ訂正ス
ルニ当リ往復數次ニ及、或ハ更ニ其本元ニ溯リ全部ノ調正ヲ要シ、
巨多ノ手数ヲ費シ原稿徒勞ニ属スルモノアルニ至ル、夫レ地誌編輯
ノ業タル現今ノ景況ヨリ泝リテ古昔ノ沿革及事跡ニ及ハサルヲ得
ス、故ニ其人ヲ得テ主任ト為シ、古書旧記ニ就テ之ヲ考索シ、実地
現跡ニ就テ之ヲ証明セサルヘカラス、三者一ヲ缺ケハ必ス完全善美
ノ書ヲ成スコトナシ、然ルニ各府県編輯ノ費額極メテ寡少ニシテ、
高等ノ官吏ヲ置カント欲スルモ、其勢及ヒ難ク大率八九等属又ハ拾
五円乃至二十円ノ俸勤ヲ甘スル人物ヲ以テ之ニ任セサル能ハス、加
之ナラス其平素ハ僅々ノ書冊ニ止マリ、其経歴ハ數国数郡ニ出テ
ス、事業ノ遲渋シテ擧リ難キ、抑亦故ナシト為サス、若シ各府県ニ
頒布セラレタル金額ヲ合シテ之ヲ本省ニ下付セラレハ、体裁一轍ニ
帰シ詳略二途ニ出テス、且ソ古書旧記ヲ備ヘ実地現跡ヲ経歴セシメ
ハ、十数年ヲ出スシテ必ス整理ヲ得ルナル可シ、
故ニ前掲各地方毎年四百七十五円宛ノ額ヲ下付セラレ、當省ニテ
直轄編輯候様相成度、別紙御達牒相添此段相伺候也、」（太政官沿革
志第三二冊「修史局沿革」）
この時の達が見当らないのだが、「地誌編輯事類 京都」の中に、明
治十七年十二月二十六日起案の（一月十三日達済）の文書があり、業務
の変更を指示している。

「地誌編輯之義ニ付本年会第七五号ヲ以テ御問合之趣了承致候、右ハ
十八年度以降ハ本局ニテ直ニ取扱候へ共、自然可及御協議義モ可有之
ト被存候、尤本年度ニテ現時御着手之分ハ可成速ニ御成功之運致度、
或ハ既ニ御脱稿ノモノハ净写之上御送付有之度、此段及御回答候也、
年 月 日 地理局 京都府御中 その後、河田顕の前掲序によれば、

「地誌関係書図類及び調査中ノ者一切ヲ本局ニ納メシメ、自今府県
ノ交附金ハ大蔵省ヨリ之ヲ本局ニ転受スル事ト為ス（但修史館ト、是ニ於
テ府県ヨリ納ムル所ノ地誌材料、净写ト草稿トヲ合セ、推積シテ數
千卷ニ至ル」という。

史料本「諸県郡村誌図目」は「各府県引継」と原表紙に朱書きされてお
り、巻末に「明治二十年四月」とあるから、その時の目録であろう。そ
こから郡誌・村誌・図・下調書等の点数を計算すると、次のようにな
る。（点数の表記の仕方に不明瞭な点があるので、一応の解釈で計算し
た概数である。）

九〇六〇冊

一一七〇一葉

一一三綴

一折

八九袋

三帳

一一八括

一九八帖

二一卷

五一八枚

の他に長野県町村図七百ヶ町村分があつて、實に膨大な史料である。

河田顕によれば、十八年二月塙本明毅の歿後、地理局長桜井勉が、別
に体例を制し、自ら属官を率いて安房に行き、実地踏査して、安房国誌
一冊を撰し、十九年春、出版したという。いち早く国誌の編纂にとりか
かったのである。

「大日本國誌 安房 第三卷」

は明治十九年三月刊。編修官は總修桜井勉、纂修浜野章吾、渡辺中、河

井庫太郎、校訂市野嗣郎である。

項目は、上編に

建置・区域及幅員・名称・管轄・郡・首邑・名邑・地勢・氣候・地種・
里程・道路附橋梁・名山・牧場・礦場・岬角・島洲・暗礁・名川・溝
渠・瀑布・湖沼・港湾・礦泉附瓦斯、

中編に

戸数・口数・民業・宗教・風俗・方言・郡役所・戸長役場・軍鎮・警
察署・監獄署・裁判所・灯台・郵駅・郵便局・貯金預所・諸会社・學
校・病院附風土病・神社・寺院・古墳墓・旧跡・公園・名勝・牛馬・
舟車・物産・貢租、

下編に

地方長官(国造・国守・守護職・城主・守護職・諸侯・知県事・県令)

・地方次官・人物・流謫・災異・雜事

を収めている。

安房国誌編纂過程を伝える史料はまだ発見できないが、史料編纂所の未整理史料の中に「安房国誌出版広告草稿 二十年四月」がある。その中の「大日本国誌出版広告」の一節に、

「一、大日本国誌ハ一國ヲ一巻トナン、其國ノ廣狹記事ノ繁簡ニ隨ヒ卷

ヲ分チ冊トス、第幾巻第幾冊ト称ス、

一、大日本国誌ハ第一巻ヲ總国、第二巻ヲ武藏国トシ、第三巻ハ即チ安房国ナリ、第四ハ上総、第五下総、第六常陸ニシテ現今委員御派出編纂タレハ陸続竣功スヘク、次ヲ逐テ他ノ諸国ニ及フノ御計画ナ

リト聞ケリ、然レハ皇国全地誌ノ成ルモ遠キニ非サルヘキナリ、
(下略)」とあり、大日本国誌刊行発売の計画がうかがえる。

河田龍によれば、ついで属官を上総・武藏・相模・常陸に遣はし、安房の例にならつて各項目の印刷された野紙をつくつて村ごとに頒与して調査させ、また局員を甲斐・下總・尾張・三河・上野・下野に派遣したといふ。

史料本「上野国誌稿」三冊は内務省草稿用紙や「番外誌料用紙」を用いた草稿である。

同じく「額田郡誌稿」七冊は、額田郡誌稿本第一号、七号、十五号、十九号で他は欠本であるが、夫々「郡村誌」、肩に「參河國」と木版のある原表紙に額田郡と筆で記入されている。内務省や地理局の原稿用紙や「番外誌料」用紙を用いた写しや、戸長役場からの書上げ等の綴込で「校正済」「要再調」「国誌掲載」「郡役所調」等の印が所々に捺している。

これらは、地理局で直接材料を集めるようになつてから作られた郡村誌で、国誌稿本の材料として使われたものであろう。

また、前述したのは別の「地誌編輯事類 神奈川」には、明治二十

年七月、横浜税関・横浜治安裁判所等が依頼された調査項目を神奈川県へ宛てて出した報告書や、明治二十一、二年の郡長・区長・戸長・地理局地誌編纂出張室・内務属河田龍等の間の往復文書が収録されている。

同種の往復文書は、史料編纂所の未整理史料の中にもあり、これにて明治二十一年三月まで、地誌編纂事務所を神奈川県久良岐郡太田村吉田健三別宅に置いていたことが判明する。

「下総国志編輯材料書類」も同じように、明治二十三年一月から六月まで、茨城県、千葉県の郡役所、郡長・村長等と、内務属河田龍・地理御用掛員守山好太郎・内務省地理局出張員鈴木時敏との間の往復文書や調査書の綴りである。二十三年二月十四日、茨城県結城岡田豊田郡役所からの文書は、その宛先が、千葉県印幡郡木下之町山口国次郎方河田龍となりつており、河田の出張先が判明する。

河田龍は前掲書の中で、十九年秋より二十二年春までに、河田撰武藏国誌稿、東京府誌稿、相模国誌稿、甲斐国誌稿、下総国誌稿共に百余冊、河井庫太郎撰常陸国誌稿、尾張国誌稿、三河国誌稿若干冊、秦政次郎撰上野国誌稿、下野国誌稿若干冊、渡辺中撰上総国誌稿若干冊が成つたと記しているが、それらはどうなつたであろうか。

一方、史料編纂所の書庫に、「大日本国誌」と題する史料が県別に架蔵されている。その内訳は左記の通りである。(○印は目録を付したも)

の

| | | |
|--|-----|-----------|
| 第一卷 | 武藏國 | 二十二冊 |
| 第二卷 | 東京 | 七冊○ |
| 第三卷 | 横浜 | 一冊 |
| 第四卷 | 上総國 | 九冊(欠あり)○ |
| 第五卷 | 常陸國 | 十四冊○ |
| 第六卷 | 相模國 | 七冊(欠あり)○ |
| 第七卷 | 鎌倉 | 五冊○ |
| 第十四卷 | 志摩國 | 四冊○ |
| 第十五卷 | 伊勢國 | 十八冊○(欠あり) |
| 第十六卷 | 伊賀國 | 七冊○ |
| 第十七卷 | 上野國 | 三冊(欠あり) |
| (但し冊数は史料編纂所において昭和四十年前後に茶表紙をつけて製本した際に調整した冊数なので原本の冊数とは異なる。) | | |
| 常陸・志摩・伊賀のものは地理局の原稿用箋に、伊勢のものは地理局及び内務省の原稿用箋に、他は内務省用箋に毛筆で清書したもので、校正を加えられたものが多い。その内容項目を「大日本国誌案房」と比較してみると、明らかに同一のシリーズである。上総國のものには、「渡辺」の印があり、志摩國のものには「河井」、伊勢國・伊賀國のものには「河井庫太郎章」の印が散見するが、恐らく担当者の印であろう。また伊勢國のものには所々に「校正済」の印がある。志摩・伊勢の巻末には、「贊襄者」として、郡書記・戸長の名簿が収められている。 | | |
| 郡村誌と国誌との内容を比較検討して、国誌が単なる郡村誌の総合という意味のものなのか、又は新らしい方針のもとに編纂されたのかを分析しなければならないが、本稿ではその項目の比較にとどめ、稿を改めて研究したいと思う。 | | |

これらの「大日本国誌」(稿本)は、その後、地誌編纂事業の打切りにより、ついに刊行の日を見ずにしまった。ただ上総國誌の前半だけは、大正三年刊行の房總叢書第一輯に収められた。

明治二十三年(一八九〇)九月五日、左の政府指令により、地誌編纂業務は帝国大学へ移された。

「指令」(二十三年九月五日)

内務省地理局所掌地誌編纂地図調製ノ事務及其経費ヲ自今帝国大学ニ移スノ件請議ノ通(以下略)(法規分類大全二編の八)

河田龍によれば、帝国大学の史誌編纂掛では、重野安繹(編纂委員長)が、「地誌提要・墳墓・古蹟ヲ欠クヲ以テ」河田をしてこれを補修せしめたといふ。

明治二十六年(一八九三)四月十日官報は、

「史誌事業停止 本月七日文部大臣ヨリ帝国大学総長ヘ其学ニ於ケル史誌事業ヲ停止ス、但シ從来採集セル史料並ニ史稿及地誌編纂ニ関スル書類ハ、更ニ其処分ヲ達スルマテ其学ニ於テ整頓保存スヘキ旨ヲ通達セリ、」(法規分類大全二篇の八)

と報じてゐる。こうして、内務省地理局で集めた地誌関係書類はそのまま帝国大学に保管されることになった。

大正十二年(一九二三)関東大震災当時、帝国大学図書館長であった和田万吉は「東京帝国大学附属図書館の罹災に就いて」(中央史壇第九卷第三号 大正十三年九月)の中で、次のように述べている。

「帝国大学となり、次で東京帝国大学となる頃から、図書館も次第に色めいて来て、所管も複雑になり、修史局の事業が大学に移されてそれが一時中止になつた時は、同局伝來の図書全部を館に引継いだが、後に今の史料編纂掛が出来て、また之に引渡した。此と殆ど同時に内務省の元地理局所管の「郡村誌」六千四百冊を図書館に移管したが、是は日本地誌の根本資料として館蔵中の一大名物であつ

た。」

また当時、同館司書官であった植松安は、同誌所収「東大図書館の震災」の中で、「明治初年当時の政府が苦心して集めた郡村誌の滅亡は本邦地誌の研究に大なる支障を来すであろう。」とのべている。

大森金五郎も同誌の「諸官衙（書庫博物館等の罹災四）」で、罹災した地誌類の中には、諸国の郡村誌並に郡村図数千冊があつたこと、皇国地誌の原稿の出来た部分は幸にして史料編纂掛に保管されてあつたので、火災を免れたことをしるしている。史料本「大日本国誌」は、こゝにいわれている「皇国地誌の出来た部分」に当るのであろう。

なお焼失した郡村誌目録は「中央史壇」大正十四年十月号「文献之記録」に収録されており、合計すると、六千冊以上になる。（数字の記載が不明確なので概数である。）

震災による火災のため全国各府県の担当者と、内務省地理局の担当者の苦心の結晶は鳥有に帰した。（福井保氏によれば、明治七年十一月の太政官達によって国史編輯例則にもとづき郡村誌と同時平行的に全国から集められた膨大な「国史」「府県史」は、内閣臨時修史局から内閣記録局に引き継がれ、同局の廃止後、内閣書記官室記録課の所管となり、現在、内閣文庫に「府県史料」として管理されているといふ。）

さきにのべた僅かな「郡村誌」と「大日本国誌」とが、何らかの理由で史料編纂所に保管されていたため、幸に罹災をまぬかれて今日に至っているのである。

郡村誌は府県から浄書本が地理局へ提出されたが、その控や、村から提出された原本が地元に残っている場合も少くなく、それらが、刊行されている例もある。最近の地方史研究の発展、県史・市町村史の編纂の盛行の中で、新たに発見されている例も各地にある。刊行されたもののうち私が現在までに知ることができたものは左記の通りである。

明治初年封建社会から資本主義社会への過渡期にあつた日本全国の村や町の姿を伝える基礎的な史料が、次々と各地で発見され、陽の目を見

ることができるよう願うものである。

刊行をみた残存郡村誌

日向地誌 一冊 昭和四年刊 昭和五年複刻

現地に残った稿本を蒐集して刊行。

長野県町村誌 三冊 長野県編 昭和十一年刊

県庁本をもとに、当時の係員の家に残存した資料で補足

武藏国郡村誌 十五冊 埼玉原編 昭和二八—三〇年刊

埼玉県庁の倉庫に所蔵されていた副本を刊行。

八王子近在の皇国地誌原稿「多摩文化」第八—一七号所収 昭和三五一

四〇年多摩文化研究会刊

神奈川県皇国地誌残稿 神奈川県図書館協会郷土史料編集委員会編 二

冊 昭和三八・三九年刊

県下に残存する皇国地誌関係資料で、約二割の町村分。

佐渡国皇国地誌 一冊 山本修之助編 「佐渡叢書」第三巻所収 昭和

四一年刊

武藏国多摩郡野津田村皇国地誌 八年 町田市史編纂委員会刊

佐渡国皇国地誌 大井町教育委員会編 「大井町の文化財 第五輯」所収

昭和四九年刊

神奈川県皇国地誌残稿にもれた五カ村分

皇国地誌・西多摩郡村誌(一)(二) 青梅市文化財保護委員会編 「青梅市史史料集第二十号・二十一号 昭和五〇・五一年刊

明治政府の地誌編纂事業は、「日本地誌提要」「郡村誌」「大日本国誌」という一連の成果をあげた。そればかりではなく、内務省地理局時代には、それまでの調査の成果をもふくめて、各種の編纂物と地図の刊行を精力的に行つた。史料編纂所の未整理史料の中にも当時の功程表やメモ等、その活動ぶりを物語る史料が見出される。今までに私の知りえた出版物

は別表の通りである。(ここでは地理局地誌課に限らず、他課の分でも
関連したものを持げた。)

内務省地理局の出版物

| | | |
|--------|-----------------|-----------------------|
| 明治十五年 | 朝鮮全図 | 内務省地理局 |
| 明治十六年 | 小笠原群島図 | 地理局測量課 |
| 明治十七年 | 編新武藏國風土記稿 | 内務省地理局(江戸幕府編纂物を刊行) |
| 明治十八年 | 地方管轄沿革図表 | 内務省地理局 |
| 明治十九年 | 地名索引 二冊 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十年 | 大日本国誌 室房 第三卷 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十一年 | 東京実測全図 | 内務省地理局 |
| 明治二十二年 | 卷懷年表 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十三年 | 大日本国誌 室房 第二卷 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十四年 | 改訂北海道全図 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十五年 | 地方行政区画便覽 | 内務省地理局 |
| 明治二十六年 | 伊賀伊勢志摩尾張四州図 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十七年 | 大日本全國第五号 地理局地誌課 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治二十八年 | 大日本府県管轄図 | 地理局地誌課(凡例) 地理局測量課(右版) |
| 明治二九年 | 長崎外国人遊歩規程図 | 地理局 |
| 明治三十年 | 伊賀伊勢志摩尾張四州図 | 地理局地誌課 |
| 明治三十一年 | 大日本全國第二号 地理局地誌課 | 地理局地誌課 |
| 明治三十二年 | 横浜実測図 | 内務省地理局 |
| 明治三十三年 | 兵庫神戸実測図 | 地理局地誌課 |
| 明治三十四年 | 大日本全國 | 内務省地理局氣象課 |
| 明治三十五年 | 未刊の編纂物 | 内務省地理局地誌課(凡例) |
| 明治三十六年 | 遷都考証 | 地誌課 |
| 明治三十七年 | 正保元禄 村高比較 | 地誌課 |
| 明治三十八年 | 天保明治 諸侯年表 三〇冊 | 地籍課 |
| 明治三十九年 | 藩屏年表 三〇冊 | 地籍課 |
| 明治四十一年 | 大日本國郡沿革考 五冊 | 地誌課 |
| 明治四十二年 | 大日本府県分轄図 | 内務省地理局地誌課 |
| 明治四十三年 | 郡区町村一覧 二冊 | 内務省地理局地籍課 |
| 明治四十四年 | 地方要覽 | 内務省地理局地籍課 |
| 明治四十五年 | 郡名異同一覧 | 内務省地理局地籍課 |

八

明治五年四月二十四日、陸軍省から、国郡村郷明細地図并城市村落山河海岸の形状等の記載掲出を命ぜられた府県は、間もなく（九月二十四日）正院から、それを史官へ提出せよと命ぜられ、つづいて（十月八日）陸軍省から提出方を再達された。いち早く調査にとりかかってはいたものの、明治七年四月以前には、予算の裏付けもなく、困惑している様子が、太政類典に収録されている三浦県・島根県・浜松県等の伺書によつて推測される。

史料本「足羽地理誌」十冊（一冊欠）の凡例（紀元一千五百三十三年一月）明治六年）には、

「一壬申ノ歳、正院及ヒ陸軍省ニ於テ 皇國地理誌編輯セラル、ニ由リ諸県ニ布告シ管内ノ地図及ヒ地理ニ係ル所ノ事件ヲシテ詳細記

載シ以テ進達セシム、（略）

一此書体ヤ總テ陸軍省布告ノ規則ニ從ヒ敢テ我意ヲ攬入セス、（略）とあるが、太政類典によれば、それに要した費用三百三十三円八十六銭七厘を下付してほしい旨、足羽県を合併した敦賀県の伺書が翌七年三月廿四日にしており、それにつづいて地誌課議按として同件に関する上申が掲載されている。「足羽地理誌」のように陸軍省の布告に従つて作成されたものは陸軍省と地誌課と両方へ提出したのかどうであらうか。その内容は、県の度数・地位・城趾・城廓・街名・戸数・人口・畜類・人車・物産・社寺をしてのち、各村のそれをしるし、最後に川河・山嶽・海岸等を記している。又殆ど同じ形式で、所々に真景図を挿入した愛媛県の「地理図誌」九冊と「地理図誌略」一冊（合せて一つのシリーズかと思われる）や「福岡県地理全誌」（一四八冊）も史料本にあるが、凡例・奥書がなく、作成年月が不明である。

また、皇國地誌編輯と平行して、歴史編輯例則にもとづく、府県史の提出を要請された府県では、どのように作業をすゝめたのであらうか。編纂された地誌類の内容を比較検討しつつそこにあらわれた明治の思

想を明らかにすることは、大層興味深い問題である。

そして更に、地誌編纂事業を担つた人々（立案し、明治十八年その死によつて中断されるまでその推進者であった塙本明毅、明治二十二年徳島県知事への転出まで地理局長であった桜井勉、河田熊をはじめとする編纂者、府県町村で編纂に従事した人々など）の業績は伝記的研究を通じて明らかにされねばならない。しかし本稿ではその問題にふれる余裕がなかつた。

明治維新という大事業をなしとげた大変動期からまだ年の浅いこの時期に、中央、地方相呼応して膨大な地誌をつくり出した国民的力量には感嘆せざるをえない。それらの力が、どのような条件によつてはぐくまれ、發揮されたのか、まことに興味のつきない問題であるが、今後の課題としたい。

参考文献

- 永峯光明 「郡村誌」復興（図書館雑誌第三十五年第十一号 昭和一六年一月）
石田龍次郎 『皇國地誌の編纂—その経緯と思想—』（一橋大学研究年報8
所収 昭和四一年三月）
福井保 「府県史料」の解題と内容細目（北の丸—国立公文書館報—第2号所収 昭和四九年刊）
細谷新治 明治前期日本經濟統計解題書誌—富國強兵篇（下）—（一九七四年三月）
磯部博平 静岡県における「皇國地誌」について（駿河 第二八号・二九号（一九七六年九月・一九七七年四月）
小野徳三 『皇國地誌始末記』（大井町の文化財 第五輯所収 昭和四九年）

| 明治 年月日 | 法令等 | 関係年表 |
|------------|-----------------|--|
| 17, 5, 1 | 乾地第199号 | 内務卿、地誌編輯事業を内務省直轄とすることを稟議 |
| 17, 6, 26 | 太政官達 | 内務省所属の大三角測量事務を参謀本部に移管 |
| 18, 2 | | 塙本明毅死 |
| 18, 12, 22 | 内閣達72号 | 太政官制度を廃止し、内閣制度を置く |
| 19, 1, 9 | 内閣達2号 | 修史館を廃し内閣に臨時修史局を置く |
| 19, 2, 26 | 勅令2号 | 各省官制設けられ、内務省に県治局・警保局・土木局・衛生局・地理局・社寺局・会計局をおき、地理局に地籍課・地誌課・観測課をおく |
| 21, 10, 30 | 勅令72号 | 内閣臨時修史局を廃す |
| 21, 10, 30 | 文部省へ達 | 臨時修史局の修史事業を帝国大学に属せしむ |
| 21, 12, 19 | 勅令82号 | 内務省官制改正、地理局に地籍課・地誌課・気象課をおく |
| 22, 12 | | 地理局長桜井勉、徳島県知事に転出 |
| 23, 9, 5 | 指令 | 内務省地理局所轄地誌編纂等の事業を帝国大学に属せしむ |
| 23, 10, 2 | | 帝国大学に地誌編纂掛設置 |
| 24, 3, 31 | | 地誌編纂掛を臨時編年史編纂掛に合併、史誌編纂掛と改称 |
| 26, 4, 7 | 26, 4, 10官報(彙報) | 文部大臣より帝国大学総長へ史誌事業停止を達す |
| 28, 4, 1 | 28, 4, 4官報(学事) | 帝国大学にて文科大学に史料編纂掛を置く |

題」が掲載され、地理局の業務内容がしるされていく。本稿の至ら
ぬ点は、福井氏の解題によつて補われたい。

| 明治年月日 | 法令等 | 関係年表 |
|---------------|-----------|---|
| 5, 1, 27 | 文部省（番外） | 地理誌略編輯の為、管内有名の産物取調を各県へ達す |
| 5, 4, 24 | 陸軍省達72号 | 全国地理図誌編輯の為国郡村郷明細地図、城市村落、山河海岸の形状、風土記等の差出を府県へ達す |
| 5, 9, 24 | 太政官布告288号 | 太政官正院にて皇国地誌編集に付、関係事件の管轄を達す |
| 5, 9, 25 | 太政官布告290号 | 皇国地誌編集に付、関渉の書籍・地図類の採集差出を諸省府県へ達す |
| 5, 10, 4 | 太政官達無号 | 太政官正院外史所管に庶務課・記録課・歴史課・地誌課・用度課・翻訳局・印書局をおく 「日本地誌提要」の編纂をはじむ |
| 5, 10 | 同 | 国史編輯に付、記録類の取纏めを諸省へ達す |
| 5, 11, 5 | 同 無号 | 「地誌提要」編輯成り、原稿訂正を使府県へ達す |
| 6, 3, 24 | 同 番外 | 太政官正院内史所管に履歴課・監部課・財務課・法制課・庶務課・歴史課・地誌課・翻訳局をおく |
| 6, 5, 2 | 同 無号 | 皇城に火災あり、府内風土記稿・伊能忠敬実測図等焼く |
| 6, 5, 5 | | 皇城の火災により地誌関係書類過半焼失に付、再提出を命ず |
| 6, 5, 8 | 太政官布告149号 | ウィーン万国博に地誌・地図を出品 |
| 6, 5月 ～11月 | | 内務省設置 |
| 6, 11, 10 | 太政官布告375号 | 内務省に勧業・警保・戸籍・駅逓・土木・地理の六寮と測量司を新設 |
| 7, 1, 9 | 太政官布告1号 | 皇国地誌編輯費用、使府県共1管内1年700円と定む |
| 7, 4, 25 | 太政官達56号 | 塙本明毅各府県へ村名調査を達す |
| 7, 4, 27 | | 正院内史所管地誌課を内務省地理寮へ合併 |
| 7, 8, 30 | 太政官達無号 | 歴史編輯例則を達す、地誌編輯費額700円を史誌両般の費用とす |
| 7, 11, 10 | 同 147号 | 「日本地誌提要」の刊行をはじむ |
| 7, 12 | | 正院歴史課を修史局と改む |
| 8, 4, 14 | 太政官達57号 | 皇国地誌編輯例則並着手方法を達す |
| 8, 6, 5 | 同 97号 | 内務省に火災あり |
| 8, 7, 3 | | 内務省地理寮地誌課を太政官正院へ付し、修史局へ合併 |
| 8, 9, 20 | 同 167号 | 皇国地誌編輯例則追補を使府県へ達す |
| 8, 11, 12 | 同 196号 | 内務省の事務を支分して、勧業寮・駅逓寮・戸籍寮・警保寮・土木寮・地理寮・図書寮の七寮とする |
| 8, 12, 28 | 同 217号 | 史誌編輯費年額250円を増加 |
| 9, 10, 30 | 同 101号 | 各省の諸寮廃止(地理寮は地理局となる) |
| 10, 1, 11 | 太政官達 3号 | 修史局廃止 |
| 10, 1, 18 | 同 10号 | 修史館をおき、太政官に属せしむ |
| 10, 1, 26 | 同 15号 | 修史館の地誌編修事務廃止 |
| 10, 12, 8 | 同 92号 | 地誌編修事務を内務省地理局へ付す |
| 10, 12, 26 | 同 98号 | 地理局に地誌課をおく |
| 11, 1, 10 | 地理局伺決 | 地理局各課順序、測量課・地籍課・地誌課・山林課・計算課・文書課 |
| 11, 1, 11 | 地理局長達 | 郡区町村編制法を布告 |
| 11, 7, 22 | 太政官布告17号 | 地理局地誌課を三部に分つ(編纂部・製図部・雑務部) |
| 16, 2, 28 | | |